**【地域密着型ｻｰﾋﾞｽにおける他市指定の申請等について】**

★ **Ａ町の住民ａ**が**Ｂ市所在のｂ事業所**を利用する場合の手続き

〇本手続きは、現行の地域密着型サービスの他市町村被保険者利用に関する基本的な手続きをまとめたものであり、今後国から発出される省令・告示等によっては内容が一部変更される場合があります。

また、**市町村によっては取り扱いが異なる場合があります**ので、詳細な手続きについては各市町村介護保険担当部局へご確認願います。

　**１．** **ｂ事業所**は、**Ａ町**に指定を受けたい旨の申出（事前協議）を行う。 **２．** **Ａ町**が**Ｂ市**に、当該事業所の指定に係る同意を求める（当該自治体間

　　　　で事前に同意申請を不要とする合意がある場合を除く。）

　**３．** **Ｂ市**が同意する場合は同意した旨を、**Ａ町**に通知。（同意が得られなかった場合は、**Ａ町**は**ｂ事業所**を指定することはできない。）

　**４．** **ｂ事業所**は、**Ａ町(※)**に指定申請書を提出（指定申請）。

　**５．** **Ａ町(※)**は指定申請書を審査の上、**ｂ事業所**を**指定**。（**住民ａ**は**ｂ事業所**を利用開始。）

**なお、他市指定に係る指定は通常利用者単位で行われ**、**Ａ町**に居住する**別の住民が当該事業所を利用する場合には、改めて指定申請や同意申請の手続きが必要となります。**

**(※)**当該**４**及び**５**に係る**Ａ町**が南河内広域管内の市町村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)の場合は、南河内広域事務室広域福祉課が指定権者となりますので、**当課へ指定申請(次ページ参照)**を提出してください。

★　**南河内広域事務室広域福祉課への他市指定に係る指定申請**

**【他市指定に係る指定申請書類】**

1. 指定申請書(別紙様式第二号（一）)　　※地域密着型サービス用
2. 付表　※該当サービスに係る付表
3. 体制等状況一覧表　　　　　※該当サービスの体制等状況一覧表(加算)
4. 事業所の指定書(更新している場合は指定更新書)の写し
5. 「区域外利用同意書」等の写し　※理由及び同意が確認できる書類の写し

　※各様式は当課ＨＰの地域密着型サービス事業所【新規指定申請】の各サービスに掲載しています。

※他市指定については、郵送で受付ています。

※手数料は不要です。

**【同一市町村での二人目以降の他市指定の取扱い】**

　〇他市指定を受けた後、その有効期間内に同一市町村から新たな利用者(二人目以降)が生じた場合の指定申請書類は、**上記③④⑤の書類を提出**願います。

★　**他市指定に係る変更届について**

1. 他市指定を受けている事業所において、事業所に変更(人員・運営・加算等)が生じた場合は、当該事業所の所在市町村に変更届を提出しますが、他市指定を受けている市町村にも同様の変更届を提出しなければなりません。
2. 他市町村への変更届は、当該事業所における他市町村の利用者の有無にかかわらず、他市指定を受けている場合には必ず行う必要があります。
3. 当該事業所の所在市町村に変更届を提出したにもかかわらず、他市指定を受けている市町村に変更届を提出されていない場合、国保連への請求においてエラーが生じる恐れがあります。
4. 他市町村の利用者が居なくなり、今後も利用予定がない場合で、他市指定を辞退する場合は、他市指定を受けている市町村に別途、他市指定の「廃止届」を提出してください。

※他市指定の市町村が南河内広域管内の市町村(富田林市、河内長野市、大阪狭

山市、太子町、河南町、千早赤阪村)の場合は、南河内広域事務室広域福祉課

が指定権者となりますので、当課へ「変更届」「廃止届」を提出することになります。(郵送で受付ています。)

**【変更届の提出例】※管理者の変更、加算の変更　等**

　・富田林市の事業所が河南町の他市指定を受けている場合

　　　⇒南河内広域へ富田林市長と河南町長あての「変更届」を提出

・堺市の事業所が富田林市の他市指定を受けている場合

　　⇒堺市及び南河内広域の両者へ「変更届」を提出

※「廃止届」も同様です。